



島根県報

令和元年11月19日（火）

第 5 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地域福祉課) 2

生活保護法の規定による介護機関の指定 (") 3

生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出 (") 3

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 3

生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出 (") 3

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 (") 4

生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出 (") 4

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 4

令和元年度島根県准看護師試験の実施 (医療政策課) 5

土地改良事業変更施行の認可 (農村整備課) 8

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生（2件） (水産課) 8

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者講習会の開催 (森林整備課) 8

【特定調達公告】

島根県職員宿舍給水管赤錆対策装置の調達に係る随意契約の相手方等 (管財課) 9

島根県立古代出雲歴史博物館常設展示室改修業務に係る随意契約の相手方等 (古代出雲歴史博物館) 10

公布された条例等のあらまし

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第44号）

1 規則の概要

様式の整備（様式第4号関係）

2 施行期日

令和元年11月29日から施行することとした。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第44号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年島根県規則第54号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中

「 医師の診断書 年金証書等の写し（ 級）・同意書 特別障害給付金受給資格者証等の写し（ 級） ・同意書 」	を	「 医師の診断書【*】 年金証書等の写し（ 級）【*】・同意書 特別障害給付金受給資格者証等の写し（ 級） 【*】・同意書 （【*】は、個人番号を活用した情報連携により年 金関係情報を把握する場合には、添付不要） 」	に、「※本
---	---	---	-------

人」を「*本人」に改め、同様式（注）1中「必要です。」の次に「（ただし、個人番号を活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合には、添付不要）」を加え、同様式（注）2中「年金証書等の写し又は」を「個人番号を活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合又は年金証書等の写し若しくは」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年11月29日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第385号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
かのあしあぼろ心療所	鹿足郡津和野町枕瀬975番地1	令和元年10月1日
とうぎ皮膚科クリニック	出雲市大津新崎町一丁目64番地	令和元年10月7日

島根県告示第386号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 ひま り	出雲市馬木町758-2	居宅介護支援	ひまり居宅介護 支援事業所	出雲市馬木町758番地 2	令和元年9月24 日

島根県告示第387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
なのはな訪問看護ステーション	浜田市高佐町532番地2	浜田市原井町908-28	平成22年7月1日

島根県告示第388号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
斎藤医院	益田市須子町20番38号	令和元年9月30日
医療法人 とうぎ皮膚科クリニ ック	出雲市大津新崎町一丁目21	令和元年10月6日
株式会社山藤薬局 浅利支店	江津市浅利町209番地3	令和元年9月14日

島根県告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指

定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地	
			変更前	変更後		
社会福祉法人 シオンの園	隠岐郡西ノ島町大字別 府149番地9	地域密着型通所介 護 第一号通所介護	デイサービス センター・シ オン	ございな（デ イサービスセ ンター）	隠岐郡西ノ島 町大字別府205 番地1	令和元年 5月1日

島根県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	名称	事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地			所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 雲南市社会福祉 協議会	雲南市三刀屋町三刀屋 1212番地3	居宅介護支援	居宅介護支援事 業所かけや	雲南市掛合町 掛合853番地 1	雲南市掛合町 掛合1310番地	平成21年 6月1日

島根県告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所				変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 川本福社会	邑智郡川本町大字因原 570番1	訪問介護	やすらぎ荘 訪問介護事 業所	川本福社会 訪問介護事 業所	邑智郡川本 町大字因原 570番1	邑智郡川本 町大字因原 518番1	平成31年 4月1日

島根県告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 川本福祉会	邑智郡川本町大字因原 570番1	地域密着型通所介 護	やすらぎ荘通所介 護事業所	邑智郡川本町大字因 原570番1	令和元年6月30 日
山崎 美都江	出雲市斐川町上直江 1585の5	居宅療養管理指導	山崎薬局	出雲市斐川町上直江 1585の5	令和元年6月30 日
有限会社 トリ ム薬局	雲南市加茂町加茂中 1041	介護予防居宅療養 管理指導	トリム薬局	雲南市加茂町加茂中 1041	平成28年5月29 日
山崎 美都江	出雲市斐川町上直江 1585の5	介護予防居宅療養 管理指導	山崎薬局	出雲市斐川町上直江 1585の5	令和元年6月30 日
医療法人社団 森医院	江津市浅利町318-1	介護予防居宅療養 管理指導	医療法人社団 森 医院尾浜診療所	江津市後地町1838- 1	平成30年12月31 日
医療法人社団 森医院	江津市浅利町318-1	介護予防訪問看護	医療法人社団 森 医院尾浜診療所	江津市後地町1838- 1	平成30年12月31 日
医療法人社団 森医院	江津市浅利町318-1	介護予防居宅療養 管理指導	医療法人社団 森 医院黒松診療所	江津市黒松町659- 1	平成30年12月31 日
医療法人社団 森医院	江津市浅利町318-1	介護予防訪問看護	医療法人社団 森 医院黒松診療所	江津市黒松町659- 1	平成30年12月31 日
竹田 岳史	浜田市周布町イ434- 1	居宅療養管理指導	竹田歯科医院	浜田市周布町イ434 -1	令和元年7月31 日
竹田 岳史	浜田市周布町イ434- 1	介護予防居宅療養 管理指導	竹田歯科医院	浜田市周布町イ434 -1	令和元年7月31 日
医療法人社団 森医院	江津市浅利町318-1	居宅介護支援	医療法人社団 森 医院居宅介護支援 事業所	江津市浅利町318- 1	平成14年10月10 日

島根県告示第393号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和元年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験日時

令和2年2月14日（金） 午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

(1) 松江会場

松江市殿町158 島根県民会館

(2) 浜田会場

浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎

3 試験の方法

筆記試験（四肢択一式）

4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

5 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和2年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和2年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和2年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和2年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（令和2年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で知事が適当と認めたもの

6 受験願書等の配布

(1) 配布開始日

令和元年11月19日（火）

(2) 配布場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

- (3) 受験願書等の郵送を希望する場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書し、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、請求すること。

- (4) 受験願書等の配布は、試験会場の収容人員に達した時点で終了とする。

なお、配布に当たっては、島根県内の准看護師養成所を卒業した者（令和2年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）及び島根県内に在住する者を優先する。他県からの受験希望者は、14の(3)を確認すること。

7 提出書類

(1) 受験願書

- (2) 受験票（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦6センチメートル、横4センチメートルの写真を所定欄に貼り付けたもの。裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

なお、学校、養成所又は大学において受験用写真を貼った受験票に、当該学校、養成所又は大学の刻印及び照合印を押すこと（当該刻印及び照合印を得ることができない者においては、受験票の写真と照合することのできる写真付き身分証明書の写しを提出すること。）。

(3) 受験資格を確認できる次の書類

ア 修業証明書又は卒業証明書（出願時において修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、修業又は卒業後速やかに修業証明書又は卒業証明書を提出することとする。令和2年3月31日（火）午後5時（必着）までに提出がない場合は、当該受験を無効とする。なお、婚姻等により、氏名の変更があり、修業証明書又は卒業証明書に記載されている氏名と受験願書及び受験票に記載された氏名が異なる場合は、出願書類に戸籍抄本を添付すること。）

イ 5の(6)又は(7)に該当する者は、それを証する書面

8 受験手数料

6,900円（島根県収入証紙で納付すること。収入証紙には消印をしないこと。他県からの受験者は、郵便為替（ゆうちょ銀行が発行する定額小為替又は普通為替）で納付すること。ただし、納付された受験手数料は、返還しない。）

9 願書の提出期間等

(1) 提出期間

令和2年1月6日（月）から同月10日（金）まで

(2) 受付場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

(3) 受付方法等

受付場所への持参又は書留郵便による送付とする（持参により提出する場合は、提出期間中の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。書留郵便により提出する場合は、令和2年1月6日（月）から同月10日（金）までの消印があるものだけに限り受け付ける。）。

10 受験票の交付

受験を認めた者には、令和2年1月23日（木）までに受験票を交付する。受験票は、各県内准看護師養成施設一括申込み分については施設長宛て一括送付し、個人申込み分については随時送付する。

令和2年1月28日（火）までに受験票が届かない場合は、島根県健康福祉部医療政策課に問い合わせること。

11 合格発表

令和2年3月13日（金）午前9時県庁前の掲示場に合格者の受験番号を掲示するとともに、同日午前9時30分から島根県健康福祉部医療政策課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。また、同日付けの島根県報にも掲載する。

可否に関する電話での問合せには、原則として応じない。

12 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

13 試験成績の開示

試験の成績を、次のとおり開示する。

(1) 開示内容

総合得点及び科目別得点

(2) 開示対象者

全受験者

(3) 開示請求できる者

受験者本人

(4) 開示期間

令和2年3月13日（金）から同年4月13日（月）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）まで（受付時間は、午前9時から午後5時まで。）とする。

(5) 開示請求の方法

島根県健康福祉部医療政策課にて、受験者本人が受験票を提示し、口頭により請求する。

(6) 開示方法

開示請求のあった日に、原則として閲覧により開示する。口頭での伝達によることもできるが、写しの交付は、行わない。

(7) 開示場所

島根県健康福祉部医療政策課

14 その他

(1) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障がいがある者で受験を希望するものは、令和2年1月10日（金）までに

島根県健康福祉部医療政策課まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて、必要な措置を講ずる。

- (2) 各試験会場の収容人員には制限があるため、受験会場の希望に添えない場合がある。
- (3) 他県からの受験希望者については、試験会場の収容人員の関係から一定数（20名程度）に限り、先着順に受験者を受け入れることとする。受付は、令和元年11月19日（火）午前10時から開始し、一定数に達した時点で終了とする。他県からの受験希望者は、専用回線（電話0852-22-5797）へ受け入れの可否を確認の上、請求すること。
- (4) 受験に関し不明な点がある場合は、島根県健康福祉部医療政策課（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。

島根県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により土地改良事業の変更施行を認可したので、同条第11項の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業主体名	事業名	認可年月日
大田市温泉津町福光 土地改良区	福光地区土地改良事業に伴う施設維持管理事業	令和元年11月11日

島根県告示第395号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖東部加入区（宍道湖漁業協同組合）

島根県告示第396号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

松江市加入区（漁業協同組合 J F しまね）

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 受講対象者

林業種苗生産に従事しようとする者

2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
令和元年12月18日	午前10時～午後5時15分	松江市宍道町佐々布3575 島根県立緑化センター 研修室	県内一円

3 講習科目及び時間

講 習 科 目	講習時間
林業種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間
計	6時間

4 受講申請

- (1) 受講者は所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を農林水産部森林整備課に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、農林水産部森林整備課に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、農林水産部森林整備課に問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の提出期限は、令和元年12月11日とする。

5 その他

- (1) 講習では、テキストとして全国山林種苗協同組合連合会発行の講習会テキスト「林業種苗の生産・配布に必要な知識」（平成22年4月発行）を使用する。
- (2) テキスト購入希望者は、講習会当日に県林業種苗協同組合がテキストを販売（2,200円）するので購入の上、受講すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県職員宿舍給水管赤錆対策装置の調達 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和元年9月20日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

山陰総合リース株式会社 代表取締役 山本 陽一郎 島根県松江市白潟本町63番地

5 随意契約に係る契約金額

51,225,020円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年11月19日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 件名及び数量

島根県立古代出雲歴史博物館常設展示室改修業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立古代出雲歴史博物館 島根県出雲市大社町杵築東99-4

3 随意契約の相手方を決定した日

令和元年9月20日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社丹青社関西支店 関西支店長 大岩 典文 大阪府大阪市北区大深町3番1号

5 随意契約に係る契約金額

89,100,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。